

東名厚木病院 登録医要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の医療機関の医師（以下「登録医」という。）と東名厚木病院（以下「当院」という。）が連携を深め、地域医療の充実と発展を目的として連携登録医制度について定める。

(登録等)

第2条 登録医を希望する医師は、別紙様式開病1「開放病床登録医申請書」により当院に申請する。

2 前項の申請があった医師について、当院院長の承認を受け登録医とする。

3 登録期間は、登録年度の3月31日までとし、期間満了までに双方に異議のない場合はさらに1年継続するものとし、以降も同様とする。

4 登録内容に変更が生じた場合は、当院地域連携部に連絡する。

5 登録医を辞退するときは、当院地域連携部に連絡する。

6 登録医として著しい規則違反や相応しくない行為により、当院院長が不適切と判断した場合は、期間満了を待たず登録医を取り消すことができる。

(登録医の責務)

第3条 登録医は、当院に患者紹介のために必要な患者情報を十分に提供する。

2 登録医は、当院において知り得た患者及びその家族に関する個人情報について守秘義務を負う。

(当院の役割)

第4条 当院は、登録医からの紹介患者を可能な限り速やかに受け入れるよう努める。

2 当院は、紹介を受けた患者についての情報を登録医に速やかに返信するよう努める。

3 当院は、登録医に対し診療情報の提供に努める。

4 当院は、急性期を脱した患者を登録医に逆紹介する。

(共同利用等)

第5条 登録医は、当院の高度医療機器を利用できる。

2 登録医は、当院主治医の立ち合いのもと紹介患者の病状、治療方針、経過等の説明及び診療録を閲覧できる。

3 登録医は、紹介入院患者の面談ができる。

4 登録医は、当院が開催する各種症例検討会、講演会、研修会等に参加できる。

(その他)

第6条 この要綱に定めていない事項については登録医と当院院長が協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、2011年4月1日より施行する。

2018年4月1日改訂
2024年4月1日改訂